

互助会事務局より

1 互助会入会(更新)時期について

ご案内のとおり、22年度・互助会入会(更新)時期は、

加入申込日 22年8月31日(原則)

会費納入日 22年9月30日(原則)

*災害補償・見舞金給付対象は22年10月1日からとなりますが、会費納入が遅れますと、効力は会費納入の翌日からとなりますので、ご承知おき下さい。(年度途中加入についても同様です。)

2 加入者数の現状について

加入者数 22,069名(22年7月現在)

救難所員数 54,969名(22年3月現在)

加入率 40.1%

3 給付事業発生状況について

私物等損害見舞金給付 2件(22.6.28付)愛知県水難救済会管内

4 互助会加入案内について

年会費500円での災害補償および各種見舞金等、他に類を見ない制度・内容であると確信しております。また、見舞金給付内容等については実情に合わせ見直しを行い、より充実した内容にして参りたいと考えております。

互助会規則等ご理解の上での、加入をお勧めします(次ページ参照。)

5 問い合わせについて

互助会についての、疑問・質問等、問い合わせ先は事務局 五十嵐又は、山口が承ります。

救難所員等の皆さんへ!!

500円で大きな安心を!

MRJ互助会・会員募集

日本水難救済会では、「災害共済制度」に替わるものとして「日本水難救済会救難所員等互助会」(以下「MRJ 互助会」という。)を設立し、平成20年10月1日から運営いたしております。

MRJ 互助会は、会員および家族(以下「会員等」という。)の互助救済と福利増進を図る観点から、各種事業を行うことにより、会員等の生活の安定と福祉に寄与することを目的としております。

なお、年会費(500円)、入会手続き等は従来と同様です。(規約等参照)

ぜひ、多くの皆様に会員になっていただけるよう、お願い申し上げます。

事業の内容

1 災害給付事業・・・規約第14条

- ・東京海上日動火災保険(株)と契約
- ・会員が、水難救助業務中に災害を受けた場合の補償

2 休業見舞金給付事業・・・規約第15条

- ・会員が、水難救助業務中に負傷し又は疾病にかかり、従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合に見舞金を給付

3 私物等損害見舞金給付事業・・・規約第16条

- ・会員が、水難救助業務遂行中に携帯していた私物を破損、消失、遺失した場合、損害額の半額又は3万円のうち、いずれか少ない金額を給付
- ・会員が、水難救助業務遂行中に使用していた船舶の船体・属具を破損等した場合、損害額の半額又は10万円のうち、いずれか少ない金額を給付
- ・ただし、損害額が1万円未満の場合は給付の対象としない

4 遺児等育英奨学金事業・・・規約第17条

- ・災害給付を受けた会員の遺児に対して、遺児育英奨学金の給付及び貸与を実施

5 災害見舞金給付事業・・・規約第18条

- ・自然災害又は火災等により、住居及び家財又はそれらのいずれかに被害を被った場合に見舞金を給付